

京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者による 家電リサイクル券の取扱いに係る事務取扱要領

令和8年6月22日制定

1 趣旨

この要領は、一般廃棄物収集運搬許可業者（取扱廃棄物の種類が「ごみ」である許可を有する者に限る。以下「許可業者」という。）であって、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を行うに際し、家電リサイクル券の取扱者となることを希望する者について、本市が一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）に対して行う推薦の事務及び許可業者が家電リサイクル券の取扱者となった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この要領において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び特定家庭用機器再商品化法において使用する用語の例による。

3 申請

(1) 申請の受付

家電リサイクル券の取扱者となることを希望する許可業者は、次に掲げる事項を記載した家電リサイクル券の取扱者の推薦に係る申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

ア 申請者の許可番号並びに氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

イ 担当者の氏名及び連絡先

(2) 添付書類

上記(1)の申請書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。ただし、イについては、一般廃棄物収集運搬業の許可申請等において提出したものと同一場合に限り、アに使用する車両の車両番号を記載することにより、添付を省略することができる。

ア 事業計画書（第2号様式）

イ 事務所・駐車場の地図、保有車両簿、車両の写真及び自動車検査証記録事項

ウ 誓約書（第3号様式）

エ 同意書（第4号様式）

オ 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

カ 事業所がある市町村の住民税及び固定資産税（土地・家屋分）の納税証明書（原本、直近2年分）

キ その他市長が必要と認める書類

4 推薦

(1) 市長は、申請者が次の基準に適合すると認められるときは、協会に推薦する。

ア 廃棄物処理法等の関係法令に基づき適正な処理をしている（過去5年間で、業として行う一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬又はその許可に関し、市長又は京都府知事から廃棄物処理法違反による行政処分を受けていない）こと。

イ 各市町村税の滞納がないこと。

ウ 家電リサイクル券取扱者の業務に必要な知識や理解、事務処理能力を有すると認められること。

エ 業務の遂行に当たり、以下について本市に誓約していること。

- ・家電リサイクル制度・家電リサイクル券システムを理解していること。
- ・特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を適法に行うこと。

- ・リサイクル料金の管理を適切に行うこと。
 - ・廃棄物処理法、許可条件、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 上記(1)の推薦は、推薦書に上記 3(2)ウ、エ及びオに掲げる書類を添付して協会に送付することにより行う。
 - (3) 市長は、上記(1)の推薦をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。
 - (4) 上記(3)の通知を受けた許可業者は、協会の案内に従い、遅滞なく家電リサイクル券取扱者となるための手続を行うとともに、家電リサイクル券取扱者となったときは、その旨を市長に報告するものとする。

5 許可業者による家電リサイクル券取扱者の業務の遂行

- (1) 許可業者は、家電リサイクル券取扱者となったときは、家電リサイクル券の取扱いの業務を適切に実施しなければならない。
- (2) 市長は、許可業者が上記に違反した場合は、協会の指導に協力するものとする。
- (3) 市長は、許可業者による速やかな是正が図られない場合は、遵守事項違反として指導を行うことがある。

6 特定家庭用機器産業廃棄物の取扱い

家電リサイクル券取扱者となった許可業者は、産業廃棄物収集運搬業許可に基づく特定家庭用機器産業廃棄物の収集運搬（※）においても、家電リサイクル券を取り扱って差し支えないものとする。

※ 産業廃棄物収集運搬業許可に基づき特定家庭用機器産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、次のことに十分留意すること。

- (1) 産業廃棄物の処理に係る廃棄物処理法の適用は除外されないこと。したがって、家電リサイクル券を用いる場合であっても、産業廃棄物管理票の交付等に係る義務は免除されず、これを怠る等した場合は違反行為として行政処分等の対象となること。
- (2) 特定家庭用機器産業廃棄物の収集運搬に当たり、一般廃棄物と混載しないこと。ただし、専ら特定家庭用機器産業廃棄物のみを運搬する場合にあっては、混載を可能とするが、その場合であっても、一般廃棄物と産業廃棄物の区別を明らかにしておくこと。

7 家電リサイクル券取扱者となる許可業者の公表

本市は、家電リサイクル券取扱者となった許可業者については、本市のホームページにおいて公表する。

8 許可の失効時等の取扱い

- (1) 市長は、家電リサイクル券取扱者となった許可業者が、廃業し、又は許可取消しなどの行政処分を受けた場合は、協会に速やかに報告する。
- (2) 許可業者が家電リサイクルに関連して法令違反を行った場合には、本市は協会に速やかに報告する。また、当該行為が廃棄物処理法に定める事項に違反するものであれば、行政処分又は行政指導を行い、それ以外であっても、遵守事項違反として指導を行うことがある。

附則

この要領は、令和 8 年 6 月 22 日から実施する。